

## 「賃貸アパートの退去トラブル」

【事例】 4年程住んだアパートを退去しました。壁や床などの修繕費13万円を請求されましたが、高額で納得できません。床や壁を汚したり傷つけたりした覚えはありません。

【回答】 民法が令和2年4月に改正・施行され、原状回復に関する規定が明記されました。①通常損耗、②経年劣化、③借主の使用とは無関係に生じた損傷などの3点について、借主は修繕の義務を負わないことが明記されました。

事例の場合は、民法改正前の法律に沿うこととなりますが、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参照し、借主が負担すべき修繕費なのか確認しましょう。家主に修繕内容の説明を求め、納得できない場合は交渉しましょう。

(2020.07.15 広報まえばし掲載)